

藤沢市養育費確保支援事業補助金交付要綱

制定 令和４年８月１日

改正 令和７年４月１日

(趣旨)

第１条 この要綱は、離婚後のひとり親家庭における子どもの健やかな成長に必要な養育費の確保を支援するため、養育費に係る債務名義の取得や未払い養育費に対する強制執行申立て等、養育費確保に係る法的手続き等に要する費用を負担するひとり親家庭の親に対し、予算の範囲内において、養育費確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和３５年藤沢市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (１) 養育費 民法（明治２９年法律第８９号）第７６６条第１項の子の監護に要する費用をいう。
- (２) 弁護士等 弁護士、弁護士法人、綜合法律支援法（平成１６年法律第７４号）第１３条に規定する日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）又は司法書士、司法書士法人をいう。
- (３) 公証人手数料 養育費の支払いを内容とする公正証書（強制執行認諾約款付きのものに限る。以下同じ。）の作成経費のうち、公証人手数料令（平成５年政令第２２４号）に規定する手数料（養育費に係るものに限る。）をいう。
- (４) 実費 未払い養育費の回収を目的とした強制執行申立て等（強制執行のために必要な財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立てを含む。以下同じ。）を行うために要する次に掲げる経費又は法テラスを利用する場合においては法テラスが決定した実費をいう。
 - ア 申立てに係る収入印紙代
 - イ 民事執行予納金
 - ウ 裁判所に提出する戸籍謄本等添付書類の取得費用
 - エ 裁判所に提出する郵便切手代
- (５) 着手金等 弁護士等が養育費確保に係る事案の処理を受任する際に発生する費用であって、業務処理の対価の一部となるものをいい、書類作成報

酬を含む。

- (6) 法テラス立替金 法テラスを利用して、未払い養育費の回収を目的として強制執行申立て等を行うために要する総合法律支援法第30条第1項第2号イからニまでに規定する立替金又は負担金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、交付申請時において、藤沢市内に住所を有するひとり親（元配偶者から暴力被害の恐れがある等、真にやむを得ない理由により、市内に居住しているが住民登録を行っていない者であって、市長が認めるものを含む。）であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 養育費の支払いに関する債務名義を取得していること。
- (2) 養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養していること。
- (3) 補助対象となる経費を実際に負担又は法テラス立替金の支払い義務が決定していること。
- (4) 過去に同一の児童を対象として、この要綱の規定による補助金のうち第4条に定める同種類の補助金及び国、地方公共団体等による同趣旨の他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 納期の到来している市税を滞納していないこと。
- (6) 藤沢市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の種類)

第4条 補助金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 債務名義取得促進補助金 養育費の取決めに係る債務名義の取得に要する費用に対する補助金
- (2) 民事執行手続支援補助金 養育費に関する債務名義を取得しているひとり親家庭の親が、未払い養育費の回収を目的として裁判所に強制執行申立て等を行うために要する費用に対する補助金

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 前条に規定する補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額については、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

(事前相談の実施)

第6条 民事執行手続支援補助金の交付を受けようとする者は、裁判所への強

制執行申立て等に係る実費の支払い又は弁護士等との契約締結若しくは法テラスの援助申込みのいずれか早い方より前に、当該補助金の申請予定について、あらかじめ市に相談しなければならない。

(交付申請及び事業完了の届出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項ただし書の規定により、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める期日までに、藤沢市養育費確保支援事業補助金交付申請書兼事業完了届（第1号様式。以下「申請書」という。）を、別表1又は別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該期日に提出することができない合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(1) 債務名義取得促進補助金 債務名義の作成日の翌日から起算して6か月以内

(2) 民事執行手続支援補助金（次号に掲げるものを除く。） 裁判所において強制執行申立て等の実施が決定された日の翌日から起算して6か月以内

(3) 民事執行手続支援補助金（法テラスによる弁護士費用等の立替えを利用した場合に限る。） 法テラス立替金の支払い開始後であって、裁判所において強制執行申立て等の実施が決定された日の翌日から起算して6か月以内

2 法テラス立替金の償還が猶予又は免除の対象となるときは、当該補助金の交付対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、第1項の添付書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容について速やかに審査し、交付の可否及び補助金額について決定するものとする。

2 前条第1項第3号に規定する法テラス立替金に係る申請について、交付申請時に補助金相当額の償還が法テラスに対して行われていない場合における前項の決定については、市長は、その償還が行われていない金額に相当する補助金について法テラスへの委任払いを行うことを条件として、交付決定をすることができる。ただし、法テラスが当該補助金に関して委任払いによる振込を承諾しない場合は、市長は、委任払いを条件とせずに交付決定をすることができる。

3 市長は、前2項の規定により決定したときは、藤沢市養育費確保支援事業

補助金交付（不交付）決定通知書（第２号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（届出義務）

第９条 市長は、規則第５条第１項に規定する事業着手届について、同項ただし書の規定に基づき、その提出を省略させるものとする。

（変更等の承認）

第１０条 第８条第１項及び第２項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該交付決定を受けた内容に変更があったとき、又は補助事業を中止し、若しくは取下げようとするときは、藤沢市養育費確保支援事業補助金交付変更承認申請書（第３号様式）に別表１又は別表２に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２ 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容について審査のうえ、承認の可否を決定し、藤沢市養育費確保支援事業補助金交付変更承認（不承認）決定通知書（第４号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（請求及び支払い）

第１１条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに請求書を市長に提出し、当該補助金の請求を行わなければならない。

２ 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から３０日以内に当該請求に係る補助金を補助対象者が指定した支払い口座（第８条第２項本文の規定による法テラスへの委任払いの条件を付した交付決定にかかる補助金の場合は、法テラスの口座に限る。）へ交付するものとする。

（法テラス立替金に係る支払完了報告）

第１２条 民事執行手続支援補助金の交付申請時に、法テラス立替金について補助金相当額の償還が行われていない場合で、かつ、第８条第２項ただし書きにより、法テラスに対する委任払いができない場合は、補助対象者は、交付された補助金を速やかに償還に充てるものとし、補助金による償還完了後３０日以内に藤沢市養育費確保支援事業補助金に係る法テラス立替金支払完了報告書（第５号様式）を、別表２に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助対象者の責務)

第13条 補助対象者は、補助金の交付を受けた後に、補助金の額が当該補助対象経費の額を上回ったときは、速やかに市長に申し出なければならない。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、規則第10条各号に定めるもののほか、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 前条の規定により補助金が過払いとなったことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により当該補助金の交付決定又は交付を受けたことが判明したとき。

2 法テラス立替金に係る補助金が委任払い済みであり、当該補助金の額が法テラスの援助終結時における立替総額を上回る場合においては、市長は、前項に規定する交付決定の一部の取消しを行うとともに、法テラスに対して、その差額の返還を求めるものとする。

(法テラスとの情報共有)

第15条 法テラス立替金の場合は、本事業において必要となる範囲で、本人同意のうえ、法テラスの援助対象事件と立替金に関する情報を法テラスと共有する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和4年4月1日以降に作成された債務名義及び裁判所が実施を決定した強制執行申立て等に係る費用のうち、令和4年4月1日以降に支払った費用について適用する。

(令和4年度の手続の特例)

3 令和4年4月1日から施行の日までの間に弁護士等に支払った費用に係る民事執行手続支援補助金の手続については、第6条の規定は適用しない。

4 債務名義の作成日や裁判所が強制執行申立て等の実施を決定した日が令和

4年4月1日から施行の日までの間であるもの（法テラス立替金の償還が猶予となった場合で、当該事件が施行日より前に終結した場合を含む。）の申請期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内とする。

（検討）

- 5 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 5 条、第 7 条、第 10 条関係）

補助区分	債務名義取得促進補助金
補助対象経費 （第 5 条関係）	養育費の取決めに係る債務名義の取得に要する経費のうち、次に掲げるもの。 （1） 公証人手数料 （2） 家庭裁判所への調停申立て又は訴訟に要する収入印紙代 （3） 家庭裁判所又は公証役場に提出する戸籍謄本等添付書類取得費用 （4） 家庭裁判所又は公証役場に提出する連絡用郵便切手代
補助金額 （第 5 条関係）	補助対象経費の合計額 ただし、その額が 5 万円を超える場合は 5 万円
申請書兼事業完了届及び交付変更承認申請書に添付する書類 （第 7 条、第 10 条関係）	（1） 申請者がひとり親家庭の親として対象児童を養育している事実を確認できる資料（次のいずれか） ① 児童扶養手当証書又は児童扶養手当認定通知書 ② ひとり親家庭等福祉医療証 ③ 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本（申請日から原則 1 か月以内に発行されたもの） （2） 補助対象となる経費の内訳が分かる領収書等（申請者本人が負担するものに限る。） （3） 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る。） （4） その他、市長が必要と認めるもの

別表 2（第 5 条、第 7 条、第 10 条、第 12 条関係）

補助区分	民事執行手続支援補助金
補助対象経費 （第 5 条関係）	未払い養育費の回収のため、裁判所に強制執行申立て等を行うために要する経費のうち、次に掲げるもの。 (1) 実費及び着手金等 (2) 法テラス立替金（第 2 条第 4 号に規定する法テラスが決定した実費及び同条第 5 号に規定する着手金等に限る。）
補助金額 （第 5 条関係）	補助対象経費の合計額 ただし、その額が 15 万円を超える場合は 15 万円
申請書兼事業完了届及び交付変更承認申請書に添付する書類 （第 7 条、第 10 条関係）	(1) 申請者がひとり親家庭の親として対象児童を養育している事実を確認できる資料（次のいずれか） ① 児童扶養手当証書又は児童扶養手当認定通知書 ② ひとり親家庭等福祉医療証 ③ 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本（申請日から原則 1 か月以内に発行されたもの） (2) 養育費の取決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る。） (3) 補助対象となる経費の内訳が分かる領収書等（申請者本人が負担したものに限る。） ① 弁護士等に依頼しない場合、実費に係る領収書等 ② 弁護士等に依頼した場合、弁護士等との間で締結した契約書の写し、実費及び着手金等の領収書等 ③ 法テラス立替金の場合、弁護士等との間で締結した契約書の写し及び援助開始決定書の写し (4) 強制執行申立て等の実施を裁判所が決定したことを証する書類の写し（債権差押命令等） (5) 法テラス立替金の場合は、償還金の支払いが開始されたことが分かる書類、委任状及び個人情報の取扱いについての同意書 (6) その他、市長が必要と認めるもの
支払完了報告書に添付する書類 （第 12 条関係）	(1) 法テラスが発行した補助金分の償還が完了したことが分かる書類